

岡田事務所通信

令和2年 **2** 月号 (第 174 号)

社会保険労務士法人岡田事務所
〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号
TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604
E-mail : support@office-okada.jp
URL : <http://www.office-okada.jp/>

2019 年求人倍率 1.60 倍、10 年ぶり低下 失業率は 2.4%

厚生労働省が発表した 2019 年平均の有効求人倍率は 1.60 倍で前年比 0.01 ポイント低下しました。過去 3 番目の高さだったものの、製造業など一部の求人に陰りがみられ 09 年以来 10 年ぶりに低下しました。総務省が同日発表した 19 年平均の完全失業率は 18 年から横ばいの 2.4%となりました。

企業の生産活動に陰りが出始め、特に米中貿易戦争の影響を受けた製造業で、新規求人数が 19 年 2 月以降 11 カ月連続で減少するなど、減少が目立ちました。12 月の有効求人倍率は前月と同じ 1.57 倍となりました。

未払い賃金請求、4 月から延長案を了承 厚労省審議会

厚生労働省の審議会は、労働者が企業に未払い賃金を請求できる期間を現行の 2 年から延長する労働基準法の改正案について、改正民法が施行される今年 4 月に合わせて施行を目指す案を了承しました。賃金に関する債権の消滅時効が原則 5 年となる改正民法の施行時期に合わせ、当面 3 年に延長します。

外国人労働者、最多の 166 万人 2019 年 10 月末

厚生労働省は、2019 年 10 月末時点の外国人労働者が前年同期比 13.6%増の 165 万 8804 人だったと発表しました。7 年連続で増え、企業に届け出を義務付けた 07 年以降で最多を更新しました。国籍別ではベトナムが大きく増え、トップの中国とほぼ同規模となりました。慢性的な人手不足が続くなか、外国人労働者の受け入れは今後も増える見通しです。

在留資格別では技能実習が 24.5%増の 38 万 3978 人。高度人材など「専門的・技術的分野」も 18.9%増の 32 万 9034 人となりました。一方で 19 年 4 月の改正出入国管理法施行で創設された「特定技能」による受け入れは 520 人止まりでした。

外国人労働者を雇う事業所数は 12.1%増の 24 万 2608 カ所と過去最多を更新しました。製造業で働く人が 48 万 3278 人と全体の 29.1%を占め、最も多くなりました。卸売業・小売業や、宿泊業・飲食サービス業なども比率が高くなっています。

介護休暇、2021 年から 1 時間単位で取得可能に 厚労省

厚生労働省は、現在半日単位としている介護休暇の取得を 1 時間単位で取れるよう緩和する案をまとめた。家族の介護や病気やけがをした子どもの看護をする場合にも取得できます。2021 年 1 月から適用する予定です。

もともと介護休暇の取得は 1 日単位でしたが、厚労省が 17 年に半日単位で取得できるように制度を改正しました。ただ、介護休暇の取得日数は年 5 日までと定められており（2 人以上の家族を介護している場合は 10 日）、半日単位では使いづらいなどの指摘が出ていました。



- ジュエリーアイス（豊頃町） -

◆ ご存知ですか？ ◆ 【時間外労働の上限規制】

労働基準法では原則1日8時間、1週40時間の法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をさせる場合には労働基準監督署への36協定の届出が必要となります。この36協定で定める時間外労働に罰則付きの上限が設けられることになりました。（2020年4月～）

時間外労働の上限は月45時間、年360時間となり、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることはできません。臨時的な特別な事情があって労使が合意する場合でも年720時間、複数月平均80時間以内（休日労働含む）、月100時間未満（休日労働を含む）を超えることはできません。また、月45時間を超えることができるのは年間6ヶ月までとなります。

事務所より

記録的な雪の少なさとなっていた今冬の十勝ですが、やはりそのまま春となることはなく、まとまった雪が降る日が出てきましたね。昨年もそうでしたが、除雪業務に携わる方、冬のイベントやスキー場、そして冬季間の農地にとっては一定の降雪量は重要ですので、このまま冬が終わらなくて一安心といった感もあります。ただ、全く雪のなかった道路があつという間にツルツル路面になりましたので、車の運転や歩行には十分注意したいものですね。

人材の情報・サービス業のディスコが発表した「外国人留学生／高度外国人材の採用に関する調査」によりますと2019年度に外国人留学生を「採用した」企業は予定を含め全体の34.8%で2020年度の採用を見込んでいる企業は50.6%となったということです。外国人留学生を採用する目的は、文系・理系ともに「優秀な人材を確保するため」が最多で、続いて「日本人社員への影響も含めた社内活性化のため」、「外国人としての感性・国際感覚等の強みを発揮してもらうため」が続きました。十勝においても各業種において外国人労働者の雇用や今後の雇入れを予定している会社が多くなってきています。外国人労働者の雇用後については労働条件等の待遇はもちろんですが、その生活環境や文化への理解等についても会社が配慮を行うことが重要かと思えます。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

働き方改革関連法のうち中小企業では2021年4月から適用される同一労働同一賃金についてのお問い合わせが多くなっております。本格適用は来年度からですが、すでに労使紛争等では同一労働同一賃金に関連する判例が多く出ており、今後さらに議論が活発化することが予想されます。現在の会社における正社員とパートタイマー・契約社員等の待遇差についてご不明な点等ありましたら、お気軽にご相談ください。

